

改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、以下のとおり行動計画を策定致します。

【計画期間】 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (5年間)

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標1：正社員に占める女性労働者の割合を40%以上に増やす

<取組>

令和4年6月～ 短時間勤務・在宅勤務・テレワーク等柔軟な働き方の実現を行う

令和4年6月～ 条件選定社員から正社員登用制度の積極的運用

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標2：育児休業制度への理解を浸透させ、育児休業の取得数・職場復帰向上に取り組む

<取組>

令和4年4月～ 育児休業・介護休業取得の啓蒙を行い、一時的な環境の変化による退職を避けることで女性の勤続年数を延ばす

令和4年4月～ 定期的に面談・説明会を行い、状況の変化に合わせた働き方を提案する

○正社員に占める女性労働者の割合 (2022年2月末時点)

29名 / 84名 35%

○女性の育児休業取得率 (2022年2月から過去1年)

2名 / 2名 100%

2022年3月1日

株式会社エイジェックフレンドリー

竹澤 美奈